

無所属の林政行です。

発言の機会を与えていただきありがとうございます。

私より、「経済活動等のための重度訪問介護サービスの利用を求める意見書（案）」について、その趣旨をご説明いたします。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく重度訪問介護サービスは、社会生活上必要不可欠な外出や社会参加のための外出に限られ、通勤・営業活動等の経済活動等に係る外出は、公費による介護サービスが受けられません。

国は、障害者の移動支援について、経済活動に係る支援については認めていないことから、自宅から企業への往復は当事者がその負担を負うことになり、ややもすれば、働いて得た報酬より移動費の方がかさむことさえあります。

このような状況では、重度障害者の定期的・継続的就労が困難であり、求人条件等が合わず、就労機会が少なくなり、将来の経済的不安も募ることになります。

さらに、障害者介助等助成金制度は設けられていますが、労働時間の問題や制度の周知度が低いことから利用が進まず、事業主負担などの課題もあり、重度障害者の就労機会はなかなか広がりません。

よって、全ての重度障害者に対する通勤や就労など「経済活動等」のための移動・外出支援を認め、重度訪問介護サービスが利用できるよう、3つの項目について、国に対し要望するものであります。

尚、今回の意見書につきましては、以前提出させていただいた意見書（案）を修正させていただいた意見書となっています。

2、3については修正しておりませんが、1については、私の認識不足もあり、『国は、重度訪問介護における移動支援対象者のうち「通勤・営業活動等の経済活動等に係る外出、通学など通年かつ長期にわたる外出」を行っている者がそれぞれどの程度いるか等、現状を把握し、速やかに調査結果を公表すること。』としていたところ、安倍政権時に調査結果を受けて2021年に結論を得るという閣議決定がされており、『国は、平成30年地方分権改革に関する提案にあった「常時介護を必要とする障害者の在宅での就業支援の在り方」について調査研究した報告書に基づき、2021年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得るという閣議決定を遵守すること。』に修正させていただいております。

委員の皆様の賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

(林政行議員提出)

経済活動等のための重度訪問介護サービスの利用を求める意見書（案）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく重度訪問介護サービスは、社会生活上必要不可欠な外出や社会参加のための外出に限られ、通勤・営業活動等の経済活動等に係る外出は、公費による介護サービスが受けられない。

国は、障害者の移動支援について、経済活動に係る支援については認めていないことから、重度障害者の定期的・継続的就労が困難であり、求人条件等が合わず、就労機会が少なくなり、将来の経済的不安も募ることになる。さらに、障害者介助等助成金制度は設けられているが、労働時間の問題や制度の周知度が低いことから利用が進まず、事業主負担などの課題もあり、重度障害者の就労機会はなかなか広がらない。

よって、国におかれては、全ての重度障害者に対する通勤や就労など「経済活動等」のための移動・外出支援を認め、重度訪問介護サービスが利用できるよう、下記の事項に取り組むことを要望する。

記

1 国は、平成30年地方分権改革に関する提案にあった「常時介護を必要とする障害者の在宅での就業支援の在り方」について調査研究した報告書に基づき、2021年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得るとする閣議決定を遵守すること。

2 国は、重度訪問介護における移動支援対象者のうち「通勤・営業活動等の経済活動等に係る外出、通学など通年かつ長期にわたる外出」を新たに認め、対象者の範囲や自己負担額など、限られた財源の中で適切に支援が提供できる制度設計を速やかに進めること。

3 国は、重度訪問介護における移動支援対象者のうち「通勤・営業活動等の経済活動等に係る外出、通学など通年かつ長期にわたる外出」を新たに含め、移動支援の提供に必要な予算を確保するとともに、地方自治体の意見・要望等を十分踏まえ、地方自治体の負担増にならないよう配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

奈良市議会